

4月より新規開講!



埼玉土建

一般労働組合

【埼玉労働局認定 / 第349号】

金属アーク溶接等作業主任者 限定技能講習



金属アーク溶接等作業（金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業）に係る作業主任者は、特定化学物質障害予防規則にて『特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（以下、「特四技能講習」という）』を修了した者のうちから、作業主任者を選任しなければならないとされています（2022年4月1日施行）。

しかし、特四技能講習を受講する者の多くが、金属アーク溶接等作業のみに従事する者となっていること等を踏まえ、2024年1月1日施行で金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習（以下「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という）を新設し、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、この限定技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任することができることに改正されました。

※既に「特四技能講習」を修了している場合、特定化学物質作業主任者として選任しても問題ありません。



講習日	定員	開催地	講習料	受付開始日
4月23日	70人	技術研修センター	8,500円	4月 1日(月)
6月18日				6月24日(月)
9月24日				10月22日(火)
12月 3日				
25年3月11日				

【受講資格】18歳以上、実務経験不要 <申請受付は AM10:00 からの予定>

※ 標記講習は、金属アーク溶接等作業の際に選任する作業主任者になるために必要な講習で、直接作業に従事する場合には別途「アーク溶接等特別教育」を受講する必要があります。

埼玉労働局登録教習機関

職業訓練法人 埼玉土建技術研修センター

